

事務連絡
令和元年7月4日

関係消防本部担当課 御中

消防庁特殊災害室

「令和元年度 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」
の予選の実施及び質疑の回答について

標記の件について、出場組織を募集したところ、別添1のとおり管轄消防本部が推薦する自衛防災組織数が20を超えたため、予選を実施することとしましたのでお知らせします。
つきましては、予選実施要領により予選を実施し、審査評価資料を令和元年8月9日(金)までに消防庁特殊災害室に提出してください。

なお、提出された質疑に対し、別添2のとおり回答します。

○本通知のリンク先

<https://www.fdma.go.jp/relocation/neuter/topics/topic001.html>

【提出先】

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号
消防庁特殊災害室

【問い合わせ先】

消防庁特殊災害室 吉岡、喜多村、内田

電話 03-5253-7528 (直通)

Fax 03-5253-7538

令和元年度石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト出場隊一覧表

出場数	出場防災組織名	パターン	管轄消防本部(局)名
1	苫小牧地区共同防災組織 共同出光隊	A	苫小牧市消防本部
2	石油備蓄基地共同防災組織「北海道石油共同備蓄隊」	A	胆振東部消防組合消防本部
3	仙台地区共同防災運営協議会	A	塩釜地区消防事務組合消防本部
4	秋田地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	D	秋田市消防本部
5	秋田国家石油備蓄基地 自衛防災組織	A	男鹿地区消防一部事務組合消防本部
6	鹿島東部コンビナート共同防災組織 共同鹿石隊	A	鹿島地方事務組合消防本部
7	千葉市新港地区共同防災協議会	A	千葉市消防局
8	千種地区共同防災協議会三井化学隊	A	市原市消防局
9	出光興産株式会社千葉事業所 出光プランテック千葉 自衛防災組織	A	市原市消防局
10	JXTGエネルギー株式会社根岸製油所自衛防災組織	A	横浜市消防局
11	扇島地区共同防災協議会	A	川崎市消防局
12	新潟西港地区共同防災協議会	A	新潟市消防局
13	新潟東港西地区共同防災協議会	D	新潟市消防局
14	新潟東港東地区共同防災協議会	A	新発田地域広域事務組合消防本部
15	富山地区共同防災協議会	A	富山市消防局
16	福井国家石油備蓄基地 自衛防災組織	A	福井市消防局
17	JXTGエネルギー知多自衛防災組織	A	知多市消防本部
18	四日市臨海地区特別防災区域共同防災組織(共同霞隊)	A	四日市市消防本部
19	大阪北港地区共同防災組合	D	大阪市消防局
20	大阪国際石油自衛防災組織	A	堺市消防局
21	三井化学株式会社 大阪工場 自衛防災組織	D	堺市消防局
22	関西国際空港航空機給油施設 自衛防災組織	A	泉州南広域消防本部
23	株式会社 カネカ 高砂工業所 自衛消防隊	G	高砂市消防本部
24	花王株式会社和歌山工場自衛消防防災隊	B	和歌山市消防局
25	水島コンビナート地区共同防災組織 JX-B隊	A	倉敷市消防局
26	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 自衛消防隊	D	福山地区消防組合消防局
27	出光共同防災組織	A	周南市消防本部
28	東ソー株式会社 南陽事業所 自衛防災組織	D	周南市消防本部
29	三井化学株式会社岩国大竹工場自衛防災組織	A	岩国地区消防組合消防本部
30	西部石油(株)山口製油所 自衛防災組織	A	宇部・山陽小野田消防局
31	コスモ石油株式会社 坂出物流基地 コスモ坂出 自衛防災隊	A	坂出市消防本部
32	菊間地区共同防災組織(太陽石油株式会社四国事業所)	A	今治市消防本部
33	新居浜地区共同防災協議会	A	新居浜市消防本部
34	三菱ケミカル株式会社 福岡事業所 自衛防災組織	A	北九州市消防局
35	大分石油化学コンビナート共同防災組織	D	大分市消防局
36	JXTGエネルギー株式会社大分製油所自衛防災組織	A	大分市消防局
37	JX喜入石油基地喜入基地自衛防災組織	A	鹿児島市消防局
38	沖縄石油基地株式会社 自衛防災組織	A	うるま市消防本部

※建制順

I 競技要領

該当項目・質問	回答
1(5)ア 隊員の服装について 防火帽のシコロは閉めなければならないか。シコロを閉めることで、指示が伝わりにくく、シコロは開けた状態で競技を実施したい。	支障ありません。
3(3)、3(6)ア 赤色灯について 「乗車」および「降車」の際に赤色灯の点灯・消灯について定められているが、赤色灯が装備されていない車両(整備入庫に伴う代車)を使用するため、上記操作を省略することは可能か。	機関員が「赤色灯よし」等の指差呼称を実施することで赤色灯の点灯及び消灯を行ったこととみなします。 (審査時の確認項目となるため、別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入し、別記様式2を再提出してください。)
3(6)ア 消火栓の閉止について 当事業所は消火栓圧力1.3Mpaと高く弊社車両の放水コックは消火栓圧がかかっていると放水を停止できない為、消火栓を閉めて放水を停止して良いか。	支障ありません。 (審査時の確認項目となるため、別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入し、別記様式2を再提出してください。)
競技要領3(6)ア 安全確認について 「おさめ」を受命した・・・、全隊員は待機線に集合するとあるが、集合する際に設置ホースを跨いで集合する行為は危険行為、器具取扱い不適、減点対象等に該当するか。	危険行為、器具取扱い不適及び減点対象に該当しません。
4(1)カ、4(4)ウ 機関員の専任部分について 4(1)カに「なお、中隊長及び機関員は、専任部分の活動に支障がない範囲において専任部分以外を兼務することは出来る。」及び4(4)ウに「機関員の専任部分は、乗車前及び降車後の車輪止めの解除・設定、アウトリガー張出し及びジャッキアップ操作、放水塔操作、中継バルブの開閉操作(開閉確認)、送液操作及び放水操作とする。」とある。 上記の表記は、大化高機関員を想定していると思われるが、泡原搬車の機関員が、送液準備として、自動送液システム用の連携ケーブル展張、大化高への接続、及び同様に原液送液ホースの展張、大化高への接続を実施しても良いか。	支障ありません。
4(3)ウ 小隊長について 「自隊の安全管理を実施すること」と有るが、泡原搬車小隊長が放水準備のため一時的に自車を離れるが、この時、適宜自隊の安全を管理することで問題ないか。	支障ありません。
4(4)ウ 機関員の専任部分について 機関員の専任部分に「中継バルブの開閉操作(開閉確認)」とあるが、機関員が直接中継バルブの開閉操作を行わず、他の隊員が中継バルブの開閉操作を行い、小隊長を介して開閉操作が完了している報告を受けることをもって「開閉確認」したことになるか。	認められない。 バルブの開閉確認は、人を介して行ってはならない。
4(4)ウ 機関員の専任部分について 機関員の専任部分に水ポンプ、原液ポンプの操作が入っていないが、当該操作を隊員が行っても良いのか。もしくは、送液操作、放水操作に含まれるのか。	水ポンプ及び原液ポンプの操作は、放水操作及び送液操作に含まれています。そのため、他の隊員が行うことはできません。

<p>4(4)エ 機関員の専任部分について 「機関員は自車を安全管理すること」とあるが、泡原搬車機関員が送液準備時に、一時的に自車を離れるが、この時、適宜、自車の安全管理することで問題ないと判断するが、この解釈に間違いはないか。なお、送液開始後は自車を離れることは不可と解釈しているが間違いはないか。</p>	<p>前段及び後段ともに、お見込みのとおり。</p>
<p>4(5)カ(オ) 車両の操作要領について 「アウトリガー張り出し後、スプリングロックの作動状況を確認し」となっているが、使用車両はアウトリガー張り出し後すぐにはスプリングロックが作動せず、ジャッキ作動後にスプリングロックが作動する。このため、ジャッキアップ後にスプリングロックの作動を確認することになるが問題はないか。</p>	<p>支障ありません。 (審査時の確認項目となるため、別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入し、別記様式2を再提出してください。)</p>
<p>競技要領4(5)カ(オ) 車両の操作要領について スプリングロック機能が無い車両のため、車止めの再設定が必要となるが、運転席側前輪の確認で良いか。</p>	<p>支障ありません。</p>
<p>4(5)キ(ア) 放水要領について 「放水ノズル(塔)の高さは全伸長とする。ただし、塔高さが20m以上であるということが確認できる車両の場合は、20m以上の高さとなるよう伸長するものとする」とあるが、確認できる車両の場合とは、塔高さがデジタル表示される場合のみか。または、第1塔の起梯部に設置されている“角度表示”と塔操作部分に設置されている“作業範囲図パネル”で20m以上が確認できる場合は、塔高さが確認できる車両として取扱ってよいか。</p>	<p>塔の高さが20m以上であることが確認できれば、デジタル表示又は作業範囲図パネルのどちらでも支障ありません。</p>
<p>審査要領4(5)キ(ア)、別図1-3、別図2-3 放水要領について 塔の旋回範囲について別図1-3では「大化高の正面を0°とした場合、放水塔基部を中心に概ね45°とする」とあるが、別添2の1(10)では「想定火点の位置は事前に中隊長と審査長で協議し、各事業所の施設の配置を考慮して設定」となっている。前者の場合、塔の種類によって旋回範囲が異なってしまう(伸縮式であれば45°でいいが、折りたたみ式だと起立時、放水口が後方となるため、135°となる)公平性が保てていないと感じる。後者に則り、中隊長と審査長の協議で決定(例：折りたたみ式については後方を0°として45°)としてよろしいか。</p>	<p>例のとおりで支障ありません。 (審査時の確認項目となるため、別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入し、別記様式2を再提出してください。)</p>
<p>4(5)キ(ウ) 放水要領について 昨年の競技要領には「『約5秒間』放水を保持する」とあったが、今年度は競技要領からは削除されている。一方で別図1-3、2-3内では「『約5秒間』放水を保持」とあるが、本年度も5秒放水は変更なしということによいか。</p>	<p>お見込みのとおり。</p>
<p>4(5)キ(エ) 放水要領について 「想定火点への放水を確認できたら」とあるが、放水が目印等に当たることを指すのか。</p>	<p>目印等はあくまで放水の目安であり、実際に目印等に命中したかどうかは審査対象外です。</p>

II 競技要領以外

該当項目・質問	回答
<p>審査要領5(2) 「行動審査点及び計時審査点の合計点で同点の場合は、計時審査の所要時間の短いものを上位とする」とあるが、計時は公表するのか。また、公表する場合は、どの時点で発表するのか。(現地審査の時等)。</p>	<p>計時は公表しません。 但し、自組織の行動審査減点項目及び計時について、開示希望のある組織に対しては、全競技終了後に開示します。</p>

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」質疑に対する回答(平成30年度) (参考)
 (※質疑については、趣旨を損なわない程度で要約しています。)

I 競技要領

該当項目・質問	回答
1(2) 使用車両について 今年度に車両の更新を予定しているが、新車と旧車のどちらを競技に使用するのか。	コンテストの趣旨を踏まえ、実災害で使用する車両を使用してください。なお、予選と本選で使用する車両が異なる場合は、ご連絡ください。
1(4) 競技実施隊員について 省力化されている自衛防災組織において、コンテストの実施隊員の構成を省力化しない場合の人数で参加してもよいか。	参加してよい。(競技要領1(4)*1)
1(5)ア 隊員の服装について 隊員の服装は完全防火着が望ましいとのことで、別記様式2で「標準的な教育テキスト」を参考にするように記載されているが、しころ未着用モデルの防火帽の使用は減点の対象か。	減点対象とはなりませんが、今後「標準的な教育テキスト」を参考に安全管理に取り組んで頂きたいと考えています。
1(10) 想定火点の位置について(1) 想定火点の位置は事前に中隊長と審査長で協議となっているが、予選においては推薦消防本部と中隊長の協議という解釈でよいか。	お見込みのとおりです。
1(10) 想定火点の位置について(2) 想定火点への放水が動画で確認できない場合は減点の対象か。	できる限り放水が映るように努めてください。採点は映像全体を通して総合的に行います。
3(5) 継続的な放水について 審査長は「継続的な放水」を確認し、旗を上げるとある。平成29年度質疑に対する回答で「継続的な放水」とは、放水ノズルからの放水が棒状となったときとあったが、今年度も同じでよいか。	お見込みのとおりです。
3(5) 計時審査の旗を上げるタイミングについて 継続的な放水かつ流量計で放水量2000ℓ/minの確認し、5秒間の放水を確認した後、審査長は旗をあげるのか。	審査長は、継続的な放水を確認後、旗を上げます。この旗は計時の終了を示します。競技者は旗に関係なく、競技を進めてください。
3(5) 継続的な放水から放水保持までの流れについて 機関員は、……継続的な放水かつ流量計で放水量2,000ℓ/minを確認したら「放水量よし」と小隊長に報告を実施した後、約5秒間放水を保持する。とあるが、審査長が継続的な放水を確認し旗を上げた後に機関員が「放水量よし」と報告し、約5秒間の放水を保持するという流れでよいか。	上記3(5)のとおりです。(競技要領4(5)キ(ウ)及び審査要領3(1)イ)
3(4)、3(6)ア 競技開始及び競技終了について(1) 審査長の「操作はじめ」や「操作止め」は、号令のみか。もしくは号令と何らかの合図があるのか。	競技者が目視で確認できる合図を行う予定です。
3(4)、3(6)ア 競技開始及び競技終了について(2) 中隊長は審査長の号令に対し、復唱するべきか。	審査長に対する復唱は不要です。
3(7) 点検について 点検報告の際に、「番号」等の点呼は実施せず、点検報告のみでよいか。	点検報告のみでよい。(競技要領3(7))
4(1)カ 専任部分について(1) 泡原搬車小隊長が、大化高車小隊のアウトリガー張出しの補助をしてよいか。	競技要領4(3)の小隊長の役割を行うことを前提として差し支えありません。
4(1)カ 専任部分について(2) 泡原搬車小隊長が、大化高車小隊のアウトリガー張出しの補助を行う場合、中隊長から泡原搬車小隊長への下命が必要か。	下命が必要です。(競技要領4(1)ウ)
4(1)カ、4(4)ウ 専任部分について(3) 「隊員が機関員の専任部分を兼務することはできない」ことに加え「機関員の専任部分」について記載されているが、『ポンプ室シャッターの開閉操作』を隊員が操作してよいか。	隊員が操作してよい。(競技要領4(4)ウ)

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」質疑に対する回答(平成30年度) (参考)
 (※質疑については、趣旨を損なわない程度で要約しています。)

該当項目・質問	回答
4(4)ウ、4(5)カ(オ) 車輪止めについて 大化高の車輪止めは前輪部運転席側のみでよいか。	車両の特性に合わせて、設定位置を検討してください。(競技要領4(4)ウ及び4(5)カ(オ))
4(4)ウ 機関員の専任部分について(1) 機関員の専任部分は、乗車前及び降車後の車輪止めの解除・設定とある。車輪止めについては、車両用は機関員が設置し、アウトリガー用は機関員以外が設置してもよいか。	機関員以外が設置してよい。(競技要領4(4)ウ及び競技要領4(5)カ(オ))
4(4)ウ 機関員の専任部分について(2) 機関員の専任部分について明示されているが、平成28年度の質疑に対する回答の3(3)「中継バルブを開放することは、機関員以外の隊員も操作可能であるが、最終的には機関員がバルブの状況を確認することとします。」とある。積液口のバルブについても中継バルブを読み変えて「確認する」ということでよいか。	お見込みのとおりです。
4(4)ウ 中継バルブについて 吸水のコックは、中継バルブと解釈してよいか。	お見込みのとおりです。
4(4)エ 機関員について 「機関員は自車の安全管理をする。」とあるが、下車後に中隊長の元に集まる(昨年度の最優秀隊の例)、消火栓操作、給水ホースの消火栓結合、送液ホースを他車へ結合する、警戒区域の設定等、自車のそばを離れて活動した場合は安全管理を怠ったことになるか。	競技要領4(4)ウに記載の「アウトリガー張出し及び…」から「…送液操作及び放水操作」を行う間に自車を離れて活動した場合は、安全管理を怠ったこととなります。
4(5)イ ホースの格納要領について 平時から中継口のシャッターボックス内に折りたたみ(島田折り)ホースを常置しているため、当該ホースを使用してよいか。	お見込みのとおりです。ただし、ホースの転落危険等がないよう措置を講じてください。(競技要領4(1)ア及び競技要領4(5)イ)
4(5)ウ ホースの展張要領について(1) ホースは車両側から展張しても、車両に向かって展張してもよいか。	どちらでもよい。(競技要領4(1)ア)
4(5)ウ ホースの展張要領について(2) 「中隊長、機関員は専任部分以外の活動に支障がない範囲において専任部分以外を兼務する事が出来る」とあるが、中隊長が消防ホースの連結確認を実施してよいか。	中隊長は全隊員を掌握する必要があるため、基本的に兼務は困難であるご理解ください。
4(5)カ(エ) アウトリガー周辺の安全管理について(1) アウトリガー周辺の安全管理を行う隊員が「機関員等」から「全隊員」に変更されている。「全隊員」という表現は、中隊長を含む全隊員ということによいか。	全隊員とは中隊長を含みません。なお、中隊長は常時中隊全ての安全管理を行っています。(競技要領3(1)及び4(2)ウ)
4(5)カ(エ) アウトリガー周辺の安全管理について(2) アウトリガー張出およびジャッキアップ操作中は、全隊員がアウトリガー周辺の安全管理を実施し…とあるが、上記操作中は他車に係る操作を停止し、アウトリガー周辺の安全管理のため注視しなければならないか。	アウトリガー周辺の安全管理とは、「ジャッキアップ中であることを認識し、周辺に近づかないこと」とご理解ください。
4(5)カ(オ)及び(キ) アウトリガーの荷重確認について 「アウトリガーの張出し及びジャッキアップ中は、車両に対して同じ側にあるアウトリガーの先端2点を結ぶラインから車両までの領域及びこの周辺への立入を禁止する」とあるが、アウトリガーを押す等により荷重状態の確認を実施する行為も減点対象か。	荷重確認は禁止区域外から実施してください。

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」質疑に対する回答(平成30年度) (参考)
 (※質疑については、趣旨を損なわない程度で要約しています。)

該当項目・質問	回答
<p>4(5)キ(ウ) 下命について 4(5)キ(イ)において、『中隊長が「放水はじめ」を下命する』と記載されているが、中隊長の下命のもと、機関員は、中隊長の「放水はじめ」を受命したら、放水をはじめていいのか。 4(3)ア及びイのとおり、小隊長が自己の小隊に下命するのか。</p>	<p>後段お見込みのとおり、小隊長が自己の小隊に下命してください。</p>
<p>4(5)キ(ウ) 小隊長等の指示について 放水はじめの号令前に消火栓主弁を開にしてホースに充水することは可能であるが、消火栓主弁を開にする際に小隊長等の指示は必要か。</p>	<p>必要です。(競技要領4(3)及び競技要領4(5)キ(ア)、(イ))</p>
<p>4(5)キ(ウ) 放水要領について 機関員は、「放水はじめ」を受命したら、ノズルを下にむけた状態とあるが、この下というのは最下部(真下)を指すのか。 それとも火点に向いていなければよいか。</p>	<p>後段お見込みのとおり、火点に向いていなければよい。(競技要領4(5)キ(ウ))</p>
<p>4(5)キ(ウ) 放水要領について(2) 「…約5秒間放水を保持する。」とあるが、「放水量よし」からノズルを火点に向けるまで、5秒以上かかった場合、減点の対象となるか。</p>	<p>減点対象にはなりません。(競技要領(5)キ(ウ)) この約5秒間の保持は、適切な泡混合がなされ、発泡するまでの時間を想定しているため、5秒はその目安と考えてください。</p>

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」質疑に対する回答(平成30年度) (参考)
 (※質疑については、趣旨を損なわない程度で要約しています。)

II 競技要領以外

該当項目・質問	回答
審査項目について 審査項目の中に「実際の災害に即していない活動」とあるが、操法の中でどのような活動が該当するのか。	全ての事例を挙げることはできませんが、例えば、「何もせず折り膝や直立で待っている」「時間短縮のために消火栓に細工をしている」など、実際の現場ではあり得ない状態をいいます。 なお、コンテストは「操法」ではないため、ポンプ操法の動きを強いるものではありませんので申し添えます。
ゼッケンについて 競技に使用するゼッケンについて、前年度は消防庁特殊災害室から借用しているが、今年度も同様に借用できるか。	消防庁から貸し出し可能です。予選選抜の審査資料用の競技映像を撮影する日程が決まり次第、速やかに御連絡ください。なお、返却時は洗濯してください。
減点項目の開示について 競技者の技術やモチベーション向上のため、減点項目について情報提供してほしい。	全競技終了後に審査票の提供を検討しています。
資機材の活用について 隊員間で無線、トランシーバー、拡声器、笛及びブザー等の資機材を使用してよいか。	使用してよいです。ただし、省略化の資機材を使用しても、競技要領の内容は、省略できません。 (競技要領1(4)*1)
車両特性について(1) 競技要領では、消火栓閉止後にポンプの回転数を徐々に下げて放水をやめることとなっているが、弊社車両の塔送水コックは、消火栓から圧がかかっていると放水を停止できない。 「放水やめ」を受命後、消火栓を閉めて放水を停止してよいか。	各事業所で車両の特性が異なりますので、特性に応じた取扱いをしてください。なお、その場合、別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入し、再提出してください。
車両特性について(2) 連携用ケーブル(泡原液と大化高を接続)の接続については、各事業所の通常の発災時と同じ運用とするとのことであるが、連携用ケーブルに接続する場合のみ別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入すればよいか。	お見込みのとおりです。
別図1-1、2-1の乗車配置について 化学消防車後部座席の隊員乗車場所について、小隊長の乗車位置を変更しても差し支えないか。	差し支えありません。別図1-1、2-1の乗車配置は一例です。
号令及び各個の動作について 競技中の号令及び動作は、消防庁訓練礼式の基準の定めにより実施するのか。また、減点対象となるか。	競技要領に記載のあるものは、そのとおりに実施してください。その他の動作等は節度があれば、消防訓練礼式に則る必要はありません。

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」 質疑に対する回答 (平成 29 年度)

I 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技要領関係

1 基本的事項

番号	該当項目・質問	回答
(1)	(4) 競技実施隊員 省力化により、大型化学高所放水車小隊3名とした場合、その内訳は、中隊長、小隊長及び機関員でよいか。 また、泡原液搬送車小隊の2名と併せ、5名で競技実施としてよいか。	お見込みのとおりです。
(2)	(4) 競技実施隊員 1 省力化認定審査済みの、大型化学高所放水車及び泡原液搬送車の2点セットでのエントリーになる。 2 隊員人数は指揮者(中隊長)込みで5名となる。 内訳 中隊長 1名 大型化学高所放水車 機関要員・小隊長兼務 1名 塔操作要員 1名 泡原液搬送車 機関要員 1名 給水栓要員 1名 計 5名 3 尚、指揮命令系統、伝達事項等の連絡手段は省力化認定済みの頭骨無線機の使用となりこの場合、指揮命令伝達事項に於ける手信号は省略となる。 以上の3項目で問題ないか。	1～問題ありません。 2～小隊長と機関員の兼務は不可です。 3～競技要領4(1)エ、 4(2)イ及び4(3)イに記載のとおりです。
(3)	(6) 実施場所 予選と本選の操法実施特定事業所を区域内の別々の特定事業所とすることが可能か？ またそれができない場合、各操法実施場所を同一事業所内の異なる場所(火点想定も放水場所も異なる)とすることは如何か？	特に問題はありません。 もし、予選と本選とで別々の場所で行う場合は、事前に連絡をお願いします。

2 競技準備

番号	該当項目・質問	回答
(1)	(1) 待機線等 各定位置及び待機線等の設定とありますが、別図1-1「各種位置・乗車配置」にあるマーキングのみになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
(2)	(5) 車両・機械器具の点検(消火栓のハンドル) 消火栓の解放器具(ハンドル)は、地区内の事業所はすべて常時設	お見込みのとおりですが、コンテストのための運用

	置された状態であるため、訓練開始前から設置した状態で訓練をすすめるが問題ないか。また、この場合は事前に報告が必要か。	は認めません。
(3)	(5) 車両・機械器具点検（消火栓のバルブ） 消火配管は、上流側にバルブ 下流側にコックがある、バルブは常時開放状態でコックのみの操作で良いか又は、コックを開放状態でバルブの操作のみで良いのか。	各事業所の通常の発災時と同じ運用としてください。
(4)	(3) 車輪止め 車両は、火災現場に到着直後の状態とし、エンジンは停止して部署しておく必要がありますが、この時点では、車両の輪止めは設定していますが、ジャッキアップ用の車両後輪の輪止めも同様の考えでよろしいでしょうか。	競技要領 4 (5)オ、4 (5)カ（オ）及び別図 1-2、2-2 に記載のとおりで、車両待機場所からの出場までを想定して下さい。
(5)	(4) 車両の窓 「車両の窓を開放しておく。」とあるが、乗車後すぐに左側のみ窓を閉める事は可能か？	下車時なら可能です。

3 競技実施の流れ

番号	該当項目・質問	回答
(1)	(3) 乗車 乗車前の安全確認、機関員の指先呼称（後方よし）は、右手・左手どちらが良いのか。	特に定めはありません。
(2)	(6)イ 競技終了 『放水塔及びホース（吸管を含む）の収納は省略する。』と表記されていますが、機関員がバルブ等を閉める行為も省略しても良いですか。エンジン停止後、待機線に集合するまでの間に行わなければいけない行為は何ですか。	競技要領 3 (6)ア及びイに記載のとおりです。

4 競技・放水・放水中止実施上の留意事項

番号	該当項目・質問	回答
(1)	(1)イ かけ足移動 「競技においては、必要以上のかけ足移動は、求めないものとする。」となっているが、省力化の人員（5名）で実施する場合、小隊長が到着報告時等、競技中にかかけ足移動を行った場合は、必要以上のかけ足として、減点対象となるか。	競技要領 4 (1)イに記載のとおりで、転倒等安全管理には気をつけてください。
(2)	(1)ウ及び(2)イ 下命 「隊員及び機械員は小隊長により、小隊長は中隊長により下命を受け活動等を行うものとする。」 「隊員等を掌握でき、確実に下命できるよう適宜適切な位置に移動し指揮をとること。」となっているが、競技要領 1 (4) ア、省力化	競技要領 4 (1)ウに記載のとおりです。

	の人員(5名)で実施する場合、各小隊長も隊員としての活動を行う事から、指揮をとれない場合の一部を、中隊長が直接指示を出す等の指揮をとる事は可能か。	
(3)	(1)エ 意思表示 各隊長から各隊員へ、受命した旨を意思表示とあるが、手合図と呼唱による意思表示と考えてよいか？	お見込みのとおりです。
(4)	(1)カ 専任部分 「小隊長及び隊員が中隊長及び機関員の専任部分を兼務することはできないこととする。」とあるが、専任部分の詳細を開示願いたい。 ・中隊長…指揮位置での指揮命令等 ・機関員…放水操作、送液操作 との認識で間違えないか？	中隊長については、競技要領4(2)に記載のとおりです。 機械員については、担当車両の操作にかかるものについてです。
(5)	(1)カ 専任部分 小隊長及び隊員が中隊長及び機関員の専任部分を兼任することはできないこととありますが、中隊長及び機関員が専任部分以外の活動を行うことはできますか。	競技要領に記載内容以外、特に定めはありません。
(6)	(1)カ 専任部分 「小隊長及び隊員が、中隊長及び機関員の専任部分を兼務することができないこととする。」とあるが、小隊長が隊員の活動(ホース展張、アウトリガーの張出し補助等)を兼務してよいか。 また、その場合、中隊長から小隊長に対し、小隊長が隊員の活動を兼務することについて下命が必要か。	上記(4)、(5)参照
(7)	(1)カ 専任部分 泡原液搬送車小隊長が、大型化学高所放水車小隊のアウトリガー張出しの補助を行ってよいか。 また、その場合、中隊長から泡原液搬送車小隊長への下命が必要か。	(前段)問題ありません。 (後段)競技要領4(1)ウに記載のとおりです。
(8)	(1)カ 専任部分 機関員の消火栓開閉操作は可能か？	特に定めはありません。
(9)	(1)キ 機械器具 ホーススパナの搬送や結合後の扱いについて、紛失防止や放置をしない等、器具の愛護のため防火衣のポケットに収納して行動しているが、ホーススパナをポケットに収納したまま、次の行為をすることは非安全行為となるか。 1. ホースの搬送 2. ホースの展張 3. ホース結合後の消火栓操作 また、非安全行為となる場合、ホーススパナを地面に置いておくこ	競技要領4(1)キに記載のとおりです。

	とは、安全行為になるか。	
(10)	(1)ケ 横切り移動 放水塔伸長中及び伸長後は、放水塔の垂直下部投影面の横切り移動は禁止とあるが、給水栓より化学高所放水車中継口へホース展張時（車両後方よりホース展張の場合）、放水塔の垂直下部投影面での操作（放水塔が旋回中）となり得るため、放水塔の垂直下部投影面への移動操作を回避するために、車両前方よりのホース展張操作は可能でしょうか。	競技要領 4 (1)ケに記載のとおりで、ホースの展張経路について定めはありません。なお、別図 1-3、1-4、2-3、2-4 のホースについては一例です。
(11)	(1)ケ 横切り移動 『放水塔伸長中及び伸長後は、放水塔の垂直下部投影面の横切り移動は禁止する。』と表記されていますが、「おさめ」の後は横切っても良いか。	競技要領 4 (1)ケに記載のとおりです。
(12)	(5)ア 水利部署 水利部署は消火栓 1 基から双口で取水する事とし接続は消防用ホース又は消防用吸管を使用するものとするがあるが、布引き 100 mm 吸管 1 本で取水してもよいか？ （（1）全般的事項ア「実際の災害現場を想定した活動を行うこと」に当てはまる為）	実施要領 4 (5)アに記載のとおりです。
(13)	(5)イ ホース格納状態 ホースの格納位置（ボックス内又はホースカー）及び格納状態（二重巻又は島田折）については問わないものとする。となっているが、弊社の大型化学高所消防車は有事に際し迅速に給水出来るよう、シャッター内ポンプ室左右の床に常時ホースを島田折にして棚に収納しており、消火栓と接続時そのホースを使用するが問題ないでしょうか。	競技要領 4 (5)イに記載のとおり車両は火災現場に到着直後の状態とし、他の資機材にあってもこれに準じた形とするため、各事業所においては通常の発災時と同じ運用としてください。ただし、コンテストのための運用は認めません。
(14)	「ホースの格納位置（ボックス内又はホースカー）及び格納状態（二重巻き又は島田折）については問わないものとする。ただし、競技開始時、車両は、火災現場に到着直後の状態とするため、各種資機材もこれに準じる形で格納するものとする。」と記載がありますが、弊社の車両の機関室内にはホースを 2 本収納出来る仕様になっています。時間短縮の為に置いていると誤解を受けない為に別記様式 2 の車両の特性欄に記載した方がいでしょうか。（平成 28 年度の減点項目一例内に「車両のステップにあらかじめホースが置かれている（別記様式 2 に記載なし）」と記載がありました。）	上記(13)参照
(15)	(5)エ ホースの結合	お見込みのとおりです。

	<p>「ホースの結合は、オス金具とメス金具を結合した後に、確実に結合しているかを確認することとする。」とあるが、結合確認は以下の要領でよいか？また、「ネジ」の場合に引張動作を行う必要があるか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネジ式…スパナの締め付けによる確認 ・差込式…差込後ホース引張動作による確認 	<p>なお、ネジ式の引張動作による確認は不要です。</p>
(16)	<p>(5)エ ホースの結合</p> <p>ホース展張及び当該ホース間の結合については一連の作業であるが、当該一連のホースの展張作業とホース間の結合作業を別々の者で実施することは可能か？</p>	<p>特に定めはありません。</p>
(17)	<p>(5)エ ホースの結合</p> <p>全国的にはオス金具を下にして、メス金具を差し込みますが、弊社では、器具愛護の観点から金具保護のゴムが付いているメス金具を下にしてオス金具を差し込むよう指導していますが、それでもよろしいでしょうか。</p>	<p>特に定めはありませんので、各事業所の運用としてください。</p>
(18)	<p>(5)エ ホースの結合</p> <p>ねじ式結合金具の場合、ホーススパナで十分な締込がされたことで結合確認をしたとしてよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
(19)	<p>(5)オ 車輪止め</p> <p>操作開始後に格納庫へ保管している車輪止めを取りだし、車輪止めを設置した後に同じ格納庫へ保管しているホースを取り出しますが、格納庫のシャッターは車輪止め及びホースを取り出すたびに開閉する必要がありますか。</p> <p>扉はシャッターのため操作の妨げにはなりません。</p>	<p>競技要領 4 (1) アに記載のとおりです。</p>
(20)	<p>(5)オ 車輪止め</p> <p>「機関員は…降車時に自車に車輪止めを設定すること。」とあるが、運転席側反対の車輪止め(後輪)も機関員が設定するのか。(大化高)</p> <p>※運転席側反対の車輪止め(後輪)は1番員又は2番員が設定してもよいか。</p>	<p>競技要領 4 (5) オに記載のとおりです。</p>
(21)	<p>(5)オ 車輪止め</p> <p>下車時の車輪止めの設置は、機関員の専任部分となるか。</p>	<p>競技要領 4 (5) オに記載のとおりです。</p>
(22)	<p>(5)オ 前照灯等</p> <p>「車幅灯に切り替え、・・・」とあるが、前照灯を消灯(スモール点灯)させるという操作でよいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
(23)	<p>(5)オ 前照灯等</p> <p>『操作始め』後に機関員が操作する車幅灯への切り替えとは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイビームをローにすることか ・それともスモールへの切り替えのことをいうのか 	<p>後者のとおりです。</p>

(24)	(5)オ 前照灯等 競技終了では赤色灯、車幅灯及びハザードランプを消灯してとあるが前照灯は消灯しなくても良いか。	競技要領 4 (5) オに記載のとおりです。
(25)	(5)オ 前照灯等 3 (3) 「エンジン始動後、赤色灯及び前照灯を点灯する」 3 (6)ア「赤色灯、車幅灯及びハザードランプを消灯」 4 (5)オ「操作はじめ」後に、車幅灯に切り替え、ハザードランプを点灯させ」 とあります。以上のことから前照灯は「操作はじめ」の後に消灯することによろしいですか。	お見込みのとおりです。
(26)	(5)オ 前照灯等 競技フロー (開始報告) エンジン始動後→赤色灯及び前照灯を点灯する。 (放水停止) 消火栓閉止及びP T O等O F F 後→赤色灯、車幅灯及びハザードランプを消灯 点灯と消灯に違いがあるがどちらが正しいのか？	競技要領 4 (5) オに記載のとおりです。
(27)	(5)カ(イ) 敷板 アウトリガーの張出しを個別設定できない場合、自動設定となります。その場合の敷板の設定方法について決まりはありますか。 敷板に磁石があらかじめセットされており、アウトリガーの張出し前に敷板を磁石で固定させることによろしいですか。	(前段)実施要領 4 (5) カ(キ)に記載以外、特に定めはありません。 (後段)競技要領 4 (5) カ(ア)に記載のとおり、各事業所の運用にお任せしますが、コンテストのための運用は認めません。 なお、別記様式 2 の「6 車両等特性記載欄」に記入し、再提出してください。
(28)	(5)カ(ウ) 地盤面 「アウトリガーの張り出し前には、設定場所の地盤面の安全確認を実施すること。」とあるが、安全確認方法は目視により設置箇所の高配、異物等が無い事を確認するものという認識で良いか？ また、地面に触れる、踏みしめるなどの動作は必要か？	競技要領 4 (5) カ(ウ)に記載のとおりです。
(29)	(5)カ(エ) 操作 「アウトリガー……操作中は、機関員等が」と記載されているが、機関員等とは、中隊長以外の隊員と解釈してよろしいか。	お見込みのとおりです。
(30)	(5)カ(カ) 敷板 敷板はアウトリガー張出後にジャッキへ直接取り付けて運用して	各事業所の運用にお任せしますが、コンテストの

	<p>いますが、問題はあるでしょうか。</p>	<p>ための運用は認めません。</p>
(31)	<p>(5)カ(キ) 張出し・ジャッキアップ アウトリガーの張出し及びジャッキアップ中による立ち入り禁止領域について、アウトリガーを張出した直後（ジャッキは未設置）に停止状態であれば、この立入禁止領域に入ることは可能か？ （敷板を設置時、微調整の為に立ち入り禁止領域に入る必要がある）</p>	<p>実施要領4(5)カ(キ)に記載のとおりです。なお、別図1-4、2-4を参考にしてください。</p>
(32)	<p>(5)カ(キ) 立ち入り禁止 「アウトリガーの張出し及びジャッキアップ中は、車両に対して同じ側にあるアウトリガーの先端2点を結ぶラインから車両までの領域及びこの周辺への立ち入りを禁止する」とあるが、車両の先端から最後部が良いと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>上記(31)参照</p>
(33)	<p>(5)キ(ウ) 下命 「機関員は…「放水量よし」と小隊長に報告を実施し、想定火点に向けて放水する。」とあるが、別紙1競技フロー「競技・放水では、「放水量よし」と各隊長に報告し、想定火点へ放射砲を向ける。」とある。小隊長に報告し小隊長が中隊長へ報告でよいか。または、小隊長及び中隊長に報告するのか。</p>	<p>機関員については、競技要領4(5)キ(ウ)に記載のとおりで、報告を受けた小隊長は中隊長へ報告して下さい。</p>
(34)	<p>(5)キ(ウ)及び(キ) 下命 「放水はじめ」と「おさめ」については、中隊長から全隊員への下命であるため、小隊長から隊員等への下命は要さないということか。</p>	<p>競技要領4(1)ウ及び(5)キ(ウ)及び(キ)に記載のとおりです。</p>
(35)	<p>(5)キ(キ) 下命 昨年の競技要領に示していなかった「全隊員は、」が追加されているが、これは、競技要領4(1)ウの「隊員及び機関員は小隊長により、小隊長は中隊長により下命を受け活動等を行うものとする。ただし、非安全行動等がなされようとする際は、この限りではない。」とある留意事項に係わらず、中隊長の下命が各小隊長のみならず、各隊員等にも直接かかることを意味するものなのか。</p>	<p>競技要領4(1)ウが前提となります。</p>
(36)	<p>(5)キ(ウ) 放水 「火点に向けて放水する。」とあるが、何を以て、火点に向けた放水と判断するのか。放水が、想定火点の目印等へ当たることを指すのか。</p>	<p>本競技では、可能な限り想定火点に目印等を設置することとしています。が、事業所によっては物理的に困難なケースもあるため、目印等付近に放水することでかまいません。なお、目印等に実際</p>

		に命中したかどうかは審査外とします。
(37)	(5)キ(ウ) 放水 「放水量よし」と小隊長に報告を実施し、想定火点に向けて放水する。」とありますが、筒先の方向変更は機関員の意思によるものでよろしいですか。	競技要領4(5)キ(ウ)に記載のとおりです。
(38)	(5)キ(エ) 計時 審査長が計時を止める継続的な放水は、競技要領4(5)キ(ウ)にある機関員が「放水量よし」と小隊長に報告する条件にある継続的な放水を指しているのか。それとも、競技フローの順にあるように、想定火点方向へ放射砲を向けたのちの継続的な放水の確認を指しているのか。	計時については、前段に記載のとおりです。
(39)	(5)キ(エ) 放水止め 審査長が高所放水車の継続的な放水を確認して旗を上げたら、中隊長は各小隊長に「放水止め」と下命するとありますが、継続的な放水の後に、想定火点に向けた放水があるので、中隊長が火点放水を確認した後に、「放水止め」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 旗を上げた後は、中隊長の判断で「放水止め」をかけてください。
(40)	(5)キ(エ) 放水止め 審査長が旗を上げたら、中隊長は直ちに各小隊長へ放水止めの下命を行う必要がありますか。	上記(39)参照
(41)	(5)キ(エ) 放水止め 「審査長が高所放水車の継続的な放水を確認して旗を上げたら」とあるが、何を以て継続的な放水と判断するのか。	「継続的な放水」とは、放水ノズルからの放水が棒状となった状態のことです。
(42)	(5)キ(エ) 放水止め 「継続的な放水」とありますが、時間等目安はありますか。	上記(41)参照

5 その他

番号	該当項目・質問	回答
(1)	予選実施の有無はいつ頃に発表されますか。	7月上旬予定
(2)	操作等全般について、安全行動の事例としてどういうものがありますか。	実施要領に記載のとおり活動をしてください。
(3)	消防操法を行う上で、不安全な行動或いは印象が良くない行動として挙げられる操作や行動にはどういう行為がありますか。	審査票を参考にしてください。
(4)	予選選抜実施要領2(3)エ カメラ 今年から、カメラのズームについて明記がなくなりましたが、あらかじめズームは良いものと考えてよいか？また、途中ズームは可能か？	カメラのズームは行わないでください。

(5)	予選選抜実施要領 2 (3)エ カメラ 1 カメラの配置は 20m に設置する事になっているが、規定の範囲が撮影されれば、より分かり易くするためにズームにより画面を拡大しても良いですか。	カメラのズームは行わないでください。
(6)	別記様式 2 別記様式 2 の「6 車両等特性記載欄」に記載がある場合は現地審査当日に審査長に別記様式 2 を再提出すればよろしいでしょうか。	原則認めません。
(7)	審査票(ア) 各隊員等の安全管理 7 項目目「事前準備不適」とはどういったものを指しますか。	例) 競技実施前の服装の乱れ
(8)	審査票(ウ) 実際の災害に即していない活動とあるが、乗車及び降車時ドアの開閉や乗車のタイミング等を合わせることも即していないと解するのか。 ※前回までの行動等で該当する事例を示していただきたい。	実際の災害を想定して検討してください。 その他の例) 活動中の折り膝待機
(9)	審査票(ウ) 行動審査項目にある、実際の災害に即していない活動というのはどのような活動のことでしょうか。	上記(8)参照

II フロー、別図関係

番号	該当項目・質問	回答
(1)	競技フロー 開始報告 「車両の助手席側に折り膝姿勢で待機」とあるが、別図 1-1 及び 1-2 の隊員待機場所①は助手席扉の直近となっているが、後方に移動させてよいか。(隊員待機場所②の位置を①に移動)	競技フロー及び別図 1-1、1-2、2-1、2-2 に記載のとおりでお願いします。
(2)	競技フロー 開始報告 乗車前の車輪止めは運転席前輪から取り外し車体に仮置きして乗車する。競技開始後その車輪止めを運転席後方の車輪で使用するが、前輪に車輪止めがないのは減点対象になるのか？	競技要領 4 (5) オに記載以外は、特に定めはありません。なお、車輪止めの積載位置は、別図 1-2、2-2 に記載のとおりです。
(3)	競技フロー 開始報告 大化車小隊長の乗車位置は、後部座席中央で固定なのか？	別図 1-1、1-2、2-1、2-2 に記載のとおりです。
(4)	競技フロー 放水停止 「継続的な放水を確認できた時点で旗を上げ計時を止める。」とあるが、昨年と同様、棒状放水が確認できれば即時、タイム計時が終わるとの認識でよいか？	お見込みのとおりです。
(5)	別図 1-1、2-1 「開始位置・乗車配置」 待機線等の幅や長さについて決まりはありますか。報告位置の中心	別図 1-1、2-1 に記載以外、特に定めはありません。

	<p>は車両の中心線延長上でのよろしいですか。待機線の基準点については下記の①から③の何れかによるものなのか、別に決まりはあるのでしょうか。</p> <p>①線の中心は車両の中心線延長上</p> <p>②小隊長以下の人員が4名の場合、機関員と1番員の中央が車両の中心線延長上</p> <p>③車両の右端等が基準</p>	ん。
(6)	<p>別図 1-3、2-3 放水要領</p> <p>図では、連携用ケーブル（泡原液搬送車と大型化学高所放水車を接続）が接合されていないが、接合する必要はないのか。</p>	各事業所で車両の特性が異なるため、各事業所の通常の発災時と同じ運用としてください。なお、別記様式2の「6車両等特性記載欄」に記入し、再提出してください。
(7)	<p>別図 1-5、2-5 競技終了・点検・終了報告・解散</p> <p>図の中隊長にある矢印は中隊長の向く方向と解するが、中隊長の「おさめ」の号令は、小隊長及び隊員等の位置に係わらず、前方車両を向いてかけるのか。その場合、全隊員は号令をかける向きに入り受命しなければならないのか。</p>	競技要領4(2)イに記載のとおり、中隊長は、隊員全員を見渡せる方向を向き号令する。
(8)	<p>別図 1-5、2-5 競技終了・点検・終了報告・解散</p> <p>【要領】6「号令により解散させる」とありますが、審査対象は各隊員が答礼後、正面の位置に戻るまででよろしいですか。</p>	審査要領3(1)アに記載のとおりです。
(9)	<p>別図 1-6、1-7、2-6、2-7 予選選抜競技カメラ配置図例</p> <p>「想定火点を車両の反対側に設置する場合は、1カメラと2カメラの位置を入れ替える。」とあるが、想定火点を車両の反対側に設置する場合、3カメラと4カメラの設置位置を入れ替えることはできないのか。</p>	1カメラ及び2カメラと同様に入れ替えてください。
(10)	<p>別図 1-7、2-7 予選選抜競技カメラ配置図例</p> <p>カメラにて中隊長の動きを撮影する際、火点確認等においてカメラに映らなくなってしまうのは減点対象となるのか？</p>	中隊長の指揮は、競技要領4(2)イの「適宜適切な位置に移動し」となっており、火点等の確認のため一時的にカメラに映らないのは減点の対象にはなりません。

「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」質疑に対する回答（平成 28 年度）

I 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト競技要領関係

1 基本的事項

番号	該当項目・質問	回答
(1)	<p>(4)競技実施隊員</p> <p>泡原液搬送車小隊は小隊長 1 名、機関員 1 名となっているが、石油コンビナート等災害防止法施行令第 7 条第 1 項第 3 号では、泡原液搬送車の防災要員は 1 人ではないか。</p> <p>また、省力化により人員を減少させる場合については、どの人員を何名削るのか。</p> <p>また、役割分担はどのようになるか。</p>	<p>【前段】泡原液搬送車小隊については、小隊長 1 名、機関員 1 名の 2 名体制とします。法令に基づく配置とは別に、コンテスト用に小隊長を定めてください。</p> <p>【中段】大型化学高所放水車の隊員 2 名が省力化の対象となります（競技要領 1（4）記載の通り）。よって、大型化学高所放水車小隊 3 名（中隊長、小隊長、機関員各 1 名）、泡原液搬送車小隊 2 名（小隊長、機関員各 1 名）の合計 5 名が最小競技人数となります。なお、実際の運用では省力化をしても、コンテストにおいては 7 名まで増員して参加することは可能です。</p> <p>【後段】役割分担については、「中隊長は指揮」「機関員は担当車両の操作」とそれぞれ専任とし、他の活動を行うことはできません（競技要領 3（1）カ記載の通り）。</p>
(2)	<p>(5)隊員の服装</p> <p>ゼッケンについて、参加事業所又は消防本部で準備する必要があるか。</p>	<p>競技要領 1（5）イに従うものならば、事業所等で用意されたものを使用してもかまいませんが、消防庁にも準備していますので、貸出しは可能です。</p>

2 競技実施の流れ

番号	該当項目・質問	回答
(1)	<p>(1)競技準備エ</p> <p>「車両の窓を開放しておく」とあるが下車時、窓を閉じてもいいか。</p>	<p>差し支えありません。</p>
(2)	<p>(2)集合・整列・点呼</p> <p>「点呼」について隊員の員数確認で、「小隊ごとに「番号」により点呼、（大化高小隊「番号」、泡原搬小隊「番号」）」とありますが、これは中隊長が、「大化高小隊番号」と点呼し、大化高小隊員が番号を呼称、その後、中隊長が「泡原搬小隊番号」と点呼し、泡原搬小隊員が番号を呼唱するというものでいいですか。</p>	<p>別図 1－2 及び 2－2 の説明文のとおり、小隊ごとに点呼を行ってください。</p>

(3)	(5)競技開始 計時審査の範囲における「継続的な放水の確認」とは、どのような状態のことか。	放水ノズルからの放水が棒状となった状態です。
(4)	(8)点検 「点検報告」について、中隊長の「点検報告」の号令で各隊員から報告を受けることとなっていますが、「点検報告」の号令後、「大化高小隊1番員、異常なし」、「2番員異常なし」、「3番員異常なし」、「4番員異常なし」、「泡原搬小隊1番員異常なし」、「2番員異常なし」と順に報告することによいですか。	特に定めはありませんが、小隊ごとに点検報告を行ってください。

3 競技・放水・放水中止実施上の留意事項

番号	該当項目・質問	回答
(1)	(1)全般的事項ウ 日頃の訓練で中隊長が拡声器を使用し指示下命を実施している場合、競技中にも使用してよいか。	差し支えありません。
(2)	(1)全般的事項ウ 「隊員及び機関員は小隊長により、小隊長は中隊長により下命を受け活動等を行うものとする。」において、全ての下命、受命をこの流れですという解釈でよいか。また復唱も徹底すべきか。	お見込みのとおりです。
(3)	(1)全般的事項カ 中継口にホース接続後の中継バルブを開放することは、機関員の専任部分にあたるか。	中継口にホース接続後の中継バルブを開放することは、機関員以外の隊員も操作可能であるが、最終的には機関員がバルブの状況を確認することとします。
(4)	(2)中隊長についてイ 「全隊員等を掌握でき、小隊長に確実に下命できるよう、適宜適切な指揮位置を取ること。」と記載されていますが、別図に指定された中隊長指揮位置から移動して行うのか。	別図における中隊長指揮位置は開始報告時等に中隊長が「乗車」、「おさめ」の号令をかける場所です。

(5)	<p>(5)各操作要領イ</p> <p>ホースの格納位置はボックス内又はホースカーに限るのか。例えば屋外に設置してあるホース格納箱のホースを使用してもよいか。</p>	<p>競技要領2（1）ウ記載の通り車両は火災現場に到着直後の状態とし他の資機材にあってもこれに準じた形とするため、各事業所においては通常の発災時と同じ運用としてください。ただし、ボックス内又はホースカー以外に車両内で落下防止処置を取られていないもの（ただ、置いている、立て掛けている）については、減点対象となります。</p>
(6)	<p>(5)各操作要領エ</p> <p>ねじ式結合金具の場合、マチノ式結合金具のように引張り動作による確認方法によるのか。</p>	<p>ホース又は吸管のねじ込み結合の場合は、ホーススパナで締込確認を実施することとします。</p>
(7)	<p>(5) 各操作要領カ(エ)</p> <p>アウトリガー張出、ジャッキアップ中はアウトリガー周辺安全管理を実施している隊員を機関員が常に目視で確認するとあるが、隊員全てを目視できる位置まで移動する必要があるか。</p>	<p>両側で安全管理を実施している隊員等を常に目視で確認ができ、緊急時にこの隊員等からの指示により機関員が直ちにアウトリガー等を停止させることができるようにするものとします。</p>
(8)	<p>(5) 各操作要領カ(オ)</p> <p>アウトリガー部分を触って確認するとあるが、アウトリガーのどの部分を何の目的でいつ触ればよいのか。</p>	<p>ジャッキのぐらつきの確認を目的として、ジャッキを触って確認することとし、ジャッキの張り出し作業直後に実施してください。</p>
(9)	<p>(5)各操作要領キ(ウ)</p> <p>放水はじめ号令前に消火栓主弁を開にしてホースに充水することは可能か。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
(10)	<p>(5) 各操作要領キ(エ)</p> <p>中隊長の「放水やめ」の判断基準となる想定火点への放水とは、どのような状態のことか。</p>	<p>本競技では、可能な限り想定火点に目印等を設置することとしていますが、事業所によっては物理的に困難なケースもあるため、目印等付近に放水できたとされる時点で「放水やめ」の下命を実施してよいこととします。なお、目印等に実際に命中したかどうかは審査外とします。</p>
(11)	<p>(5)各操作要領キ(オ)・(カ)</p> <p>「放水やめ」でポンプの回転数を下げても、当事業所では有圧水を使用しているために放水が継続し、そのまま放水停止ができない。</p> <p>放水停止のために、消火栓のバルブ調整（閉止）などの操作を「おさめ」ではなく「放水やめ」の号令で行っても</p>	<p>事業所又は車両の特性上、このような状況が生じる場合は、「放水やめ」の号令で消火栓のバルブ調整（閉止等）を行っても構いませんが、審査時の確認項目となるため、別記様式2の「6 車両等特性記載欄」に記入し、別記様式2を再提出してください。</p> <p>なお、「放水やめ」の号令で、放水塔ノズルから完全に止水することを求めるものではありません。</p>

	良いか。	
--	------	--

4 その他

番号	該当項目・質問	回答
(1)	号令及び呼唱は、競技要領及びフロー図に記載されているとおりでなければ減点対象となるのか。	号令等については競技要領に記載のとおり行ってください。 すべての操作、安全確認時の呼唱内容については、特に定めはありません。
(2)	競技については、「消防操法の基準」「消防訓練礼式の基準」等により、動作及び操作の区切りは、節度正しく行う必要があるか。(消防団のポンプ車操作のイメージ)	特に定めはありません。
(3)	コンテストの参観は可能か	開催事業所に確認してください。
(4)	コンテストのビデオ撮影は、事業所が行うのか。	予選選抜、本選共にビデオ撮影は推薦消防本部において実施します。

II フロー、別図関係

該当項目・質問	回答
別図1-3及び2-3に記載の折膝待機について	競技中の待機姿勢については、事業所及び消防本部にお任せします。 よって、別図1-3及び2-3に記載の「折り膝待機」の説明文は削除します。(別図の修正分については、併せて送付します。)